



所得税・個人住民税の定額減税に関する説明会のお知らせ (給与支払者の方向け)

要予約

令和6年度税制改正の大綱が令和5年12月22日に閣議決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立し、施行された場合には、給与支払者の方が令和6年6月1日以降最初に支払う給与等の源泉徴収を行う際から定額減税を実施することになります。（※ この案内は、税制改正法案成立前に作成しています。）

つきましては、給与支払者の方が行う定額減税のしかたについて、説明会を次のとおり行います。

開催日	時間	会場	定員	予約締切
3月27日(水)	13:30~15:00	プリズムホール 4階会議室1	70人	3月21日
3月28日(木)	13:30~15:00	まつばらテラス(輝) 3階多目的ホール	70人	3月22日
3月29日(金)	10:00~11:30	柏原市役所 4階大会議室	60人	3月25日
4月22日(月)	13:30~15:00	柏原市役所 4階大会議室	60人	4月16日
4月24日(水)	13:30~15:00	まつばらテラス(輝) 3階多目的ホール	70人	4月18日
4月26日(金)	13:30~15:00	八尾市役所 6階大会議室	50人	4月22日
5月13日(月)	13:30~15:00	八尾市役所 6階大会議室	50人	5月7日
5月15日(水)	13:30~15:00	柏原市役所 4階大会議室	60人	5月9日
5月16日(木)	13:30~15:00	まつばらテラス(輝) 3階多目的ホール	70人	5月10日

(注) 各会場へは、公共交通機関でお越しください

プリズムホール (八尾市文化会館)	八尾市光町2丁目40 (近鉄八尾駅から徒歩5分)
八尾市役所	八尾市本町1丁目1-1 (近鉄八尾駅から徒歩7分、JR八尾駅から徒歩16分)
まつばらテラス(輝)	松原市田井城3丁目104-2 (近鉄南大阪線 高見ノ里駅から徒歩7分、同 河内松原駅から徒歩10分)
柏原市役所	柏原市安堂町1-55 (近鉄大阪線 安堂駅から徒歩5分、近鉄道明寺線 柏原南口駅から徒歩7分、JR柏原駅から徒歩17分)

《予約方法》 説明会は、予約制で実施しますので、次の①又は②の方法でご予約ください。

① LINEアプリによるオンライン予約 (3月1日から対応予定)

- STEP1 LINEアプリから「国税庁LINE公式アカウント」を友だち追加
STEP2 「トーク」画面から「申告相談又は説明会出席の申込」を選択
STEP3 「定額減税の説明会に申し込む」を選択
STEP4 予約したい説明会を選択し、所定の事項を入力して申し込む。



友だち追加はこちら

② 電話で予約

下記問合せ先にて、お電話でも予約を受け付けております。(2月20日受付開始)

○ 国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」では、定額減税のしかたやQ&Aなどの詳しい情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。



【問合せ先】八尾税務署 法人課税第1部門 電話 072-992-1251 (音声案内に従って2番を選択してください。)

令和6年分所得税の定額減税の概要（給与所得分）

（令和6年度税制改正の大綱ベースで作成しています）

1. 定額減税の概要

定額減税の対象となる人

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除（以下「定額減税」といいます。）の適用を受けることができる人は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人です。

（注） 「居住者」とは、国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。居住者以外の個人である「非居住者」は定額減税の対象となりません。

定額減税額

定額による所得税額の特別控除の額（以下「定額減税額」といいます。）は、次の金額の合計額です。

ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

- ① 本人（居住者に限ります。） 30,000円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限ります。） 1人につき30,000円

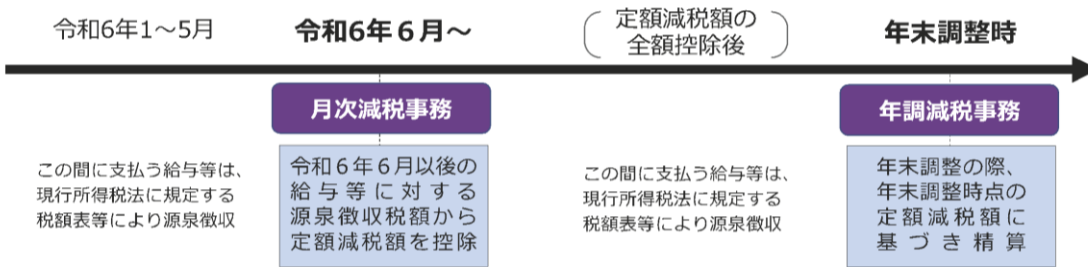
2. 給与の支払者の事務のあらまし（給与所得者に対する定額減税）

給与所得者に対する定額減税は、扶養控除等申告書を提出している給与所得者（いわゆる甲欄適用者）に対して、その給与の支払者のもとで、その給与等を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行われます。

給与の支払者は、

- ① 令和6年6月1日以後に支払う給与等（賞与を含みます。以下同じです。）に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除する事務（以下「**月次減税事務**」といいます。）と
- ② 年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う事務（以下「**年調減税事務**」といいます。）

の二つの事務を行うこととなります。



※ 個人住民税につきましては、別途、特別徴収額を調整する方法で減税が行われることになっています。

この資料は、国税庁ホームページに掲載されている、「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」から抜粋して作成しています。詳細な手順等につきましては、定額減税特設サイトをご覧ください。

定額減税 特設サイト

所得税の定額減税に関する最新の情報はこちら

